

杉並のふるさと納税



1 「ふるさと納税」のあらましと現状の問題点

ふるさと納税ってなに？

進学や就職等で「ふるさと」と異なる自治体に移り住むと、その自治体に住民税等を納めることになり、ふるさとに税収が入りません。そこで、自分の意思でふるさとやお世話になった地域を応援できる制度として「ふるさと納税制度」が始まりました。

「納税」という言葉がついていますが、実際には自治体への「寄附」のことです。

何か問題があるの？

ふるさと納税をすると、「**住んでいる自治体の住民税が流出してしまう**」という側面があります。

ふるさと納税をした金額のうち、2,000円を超える部分が、住民税などから控除（上限あり）されるため、住んでいる自治体に入るはずだったお金が入らなくなってしまうのです。控除される金額の上限拡大、「ワンストップ特例制度」の創設、過剰な返礼品競争などの要因により、杉並区の住民税の流出額は年々増加しています。

～ふるさと納税と税金の控除について～

個人

「ふるさと納税」の対象となります。

寄附金額のうち2,000円を超える額について、所得税と住民税から、限度額まで原則として全額控除されます。

※杉並区は、地方税法（第37条の2第2項及び第314条の7第2項）の規定に基づき、総務省からふるさと納税の対象となる団体として指定されています。

【ふるさと納税ワンストップ特例制度】

確定申告をする必要のない給与所得者等で、一定の要件を満たした場合、「申告特例申請書」を寄附した自治体へご提出いただくと、確定申告をすることなく税額控除を受けることができる制度です。

法人

寄附した事業年度に、全額を損金に算入することができます。

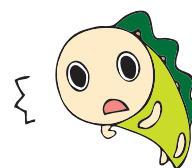
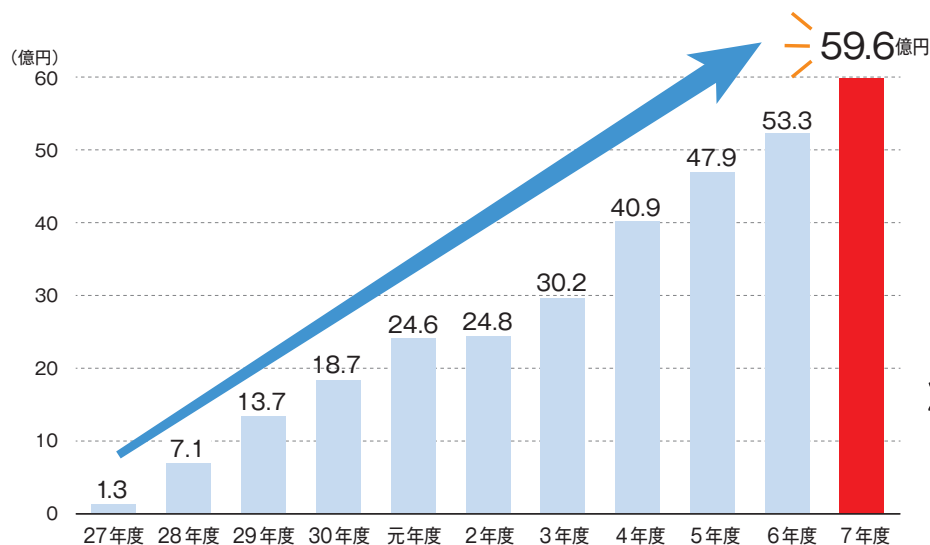
相続

相続や遺贈によって取得した財産を寄附した場合は、その支出は相続税の対象外とする特例があります。

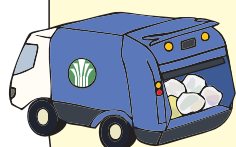


● 杉並区の流出額

令和7年度、ふるさと納税による住民税の流出額は **約 59.6 億円** となりました。



住民税は行政サービスなどの経費に充てられています。
このまま流出が拡大すると、行政サービスの低下につながります。



ごみの収集・運搬
資源の回収

約 62 億円

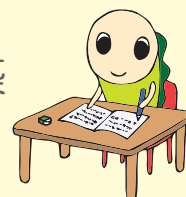
※人件費を含む



中学校の改築

約 72 億円

※直近改築校の総事業費



● 地方交付税の不交付団体

ほとんどの自治体は、ふるさと納税による税収減収額の75%が地方自治体間の不均衡を調整する地方交付税により国から補填されています。しかし、東京23区は地方交付税がもらえないため、ふるさと納税により流出した額は、そのまま減収となります。

● 国への要望

ふるさと納税制度には様々な問題があるとして、23区の区長会を通して、国に対し、制度の抜本的な見直しを要求しています。

特別区長会の要望内容は、
こちらの2次元コードから
ご覧になれます。



2 「ふるさと納税」に対する区の考え方

ふるさと納税は善意の寄附です

杉並区では、ふるさと納税は、善意の「寄附」であること、ふるさと納税制度を通じて地方を活性化することの2つを大事にし、本来の寄附文化を広める取り組みを進めています。

寄附の使い道

杉並区では、ふるさと納税の使い道として、「次世代育成基金」をはじめとする5つの基金や、動物との豊かな共生社会をめざす寄附金などの具体的な取り組みを選ぶことができます。

次世代育成基金



社会福祉基金



NPO支援基金



みどりの基金



児童養護施設退所者等 応援基金



日本フィルハーモニー 交響楽団の 被災地支援活動の応援



動物との 豊かな共生社会を めざす寄附金



てきがいそう 荻外荘の 復原・整備



日本フィルハーモニー交響楽団の 被災地支援活動の応援

お礼の品はありません。



杉並区は、日本フィルハーモニー交響楽団と平成6年に友好提携を交わし、令和6年に30周年を迎えました。日本フィルは、東日本大震災直後から、区の交流自治体である福島県南相馬市など東北地方各地で、音楽を通じた被災地支援活動「被災地に音楽を」を継続して行っています。

被災地の現状や課題に目を向け、努力と工夫を凝らしながら継続している被災地支援活動を、区は「ふるさと納税」を通じて応援します。

被災地支援を続ける日本フィルハーモニー交響楽団

「被災地に音楽を」は、これまで372回（令和7年8月末現在）実施してきました。この活動が評価され、日本フィルは令和4年に「第16回後藤新平賞」を受賞しています。

「東北の夢プロジェクト」－東北の子どもたちと日本フィルの夢舞台－

「被災地に音楽を」の輪が広がり、東北各地の郷土芸能や文化活動に励む子ども達を招き、沿岸と内陸、あらゆる世代をつなぐことを目的としたオーケストラ公演「東北の夢プロジェクト」を令和元年から開催しています。東北の子ども達の夢と笑顔が地域の交流を生み出し、心の復興を後押しします。

「被災地に音楽を」



平成23年5月「名取慰霊祭」での演奏

「東北の夢プロジェクト」



令和5年8月「楽しいオーケストラ in 岩手」© 山口敦

楽員の声

被災地では震災によって慣れ親しんだ故郷からの転居を余儀なくされ、新しい土地でのコミュニティに悩む方もいらっしゃると思います。

そういった場所に赴いて我々の演奏を共有していただき、新しい交流のきっかけの一つになってもらえたらと願うばかりです。

田村 昭博（ヴァイオリン）



被災地の方の声

震災時、慰問で来ていただいた演奏を聴き、その時はじめて涙が流れました。それまでは気を張って過ごし暮らしていました。音楽はやはり人を癒します。継続して活動してくださっていることに感謝です。

連絡先



文化・交流課 文化振興担当
☎ 03-3312-2111（代表）



動物との豊かな共生社会をめざしています

お礼の品はありません。



杉並区では、動物が命あるものとして尊重され、人のよきパートナーとして幸福で健康な生涯を送ることができるよう、東京都獣医師会杉並支部や区が委嘱するボランティア「杉並区動物適正飼養普及員（杉並どうぶつ相談員）」等と協力し、様々な取り組みを行っています。

動物愛護と都市における動物飼養ルールの普及啓発や災害時のペット救護対策等を充実させ、人も動物もともに健やかに暮らしていける地域社会の実現に向け、寄附金を活用します。



実施している取り組み

○ 動物愛護の普及啓発

適正飼養啓発冊子等の作成や犬のしつけ方教室の開催、杉並どうぶつ相談員の地域に根ざした活動等を通して、適正飼養ルールや終生飼養の周知を図ります。

○ 飼い主のいない猫対策

飼い主のいない猫を適正に管理する個人・ボランティアグループを支援し、不妊去勢手術費用の助成等を行うことにより、猫による生活環境への被害の減少を図ります。

また、飼い主のいない猫の保護・譲渡等に関する支援も行っています。

○ 災害時のペット救護対策

災害時に、飼い主による同行避難や適正な飼養管理が行われるよう、平時からの備えについて周知するとともに、震災救護所での避難場所設営資材の配備等を進めます。

○ ドッグランの整備・運営

場所：杉並区松ノ木1-1-4（都立和田堀公園内） 設備：小型犬、中・大型犬エリア等

利用時間：1・2・3・9・10月：午前7時～午後5時 6・7月：午前7時～午後7時

4・5・8月：午前7時～午後6時 11・12月：午前7時～午後4時

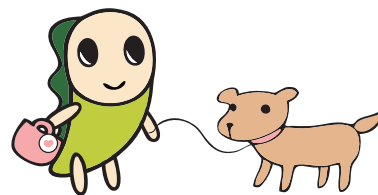
休場日：年末年始（12月29日～1月3日）、場内整理日（定期清掃等）、臨時休場日（災害、台風等）

利用対象：利用登録をした犬及び犬の飼い主（杉並区外在住者も利用可） 利用料：無料

※運営は業務委託しています。適正飼養に関するイベント等も実施予定です。

ご利用いただいた方の声

- ・ドッグランにお世話になっていますので、寄附させていただきます。
- ・いつも管理ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。
- ・動物にとっても住みやすい環境づくりの取り組みを応援しております。



連絡先



生活衛生課 管理係
☎ 03-3391-1991



児童養護施設や里親からの 巣立ちを応援します

児童養護施設退所者等応援基金

杉並区では、都内の自治体で最も多い5つの児童養護施設や里親等の下で多くの子どもたちが暮らしています。

区では、令和6年4月から、区内の施設等から自立する際に要する費用の負担軽減に取り組んでいます。

令和7年10月に児童養護施設退所者等応援基金が創設されました。子どもたちが迎える新たなチャレンジを一緒に応援しませんか？

ご寄附の使い道～自立のための支度金20万円を支援します

育った施設や里親家庭を離れる方は、新生活の基盤を一から築いていく必要があります。杉並区内の施設等からの自立を迎えた方に、転居費用等として、一人最大20万円を支援します。



支度金の使用例

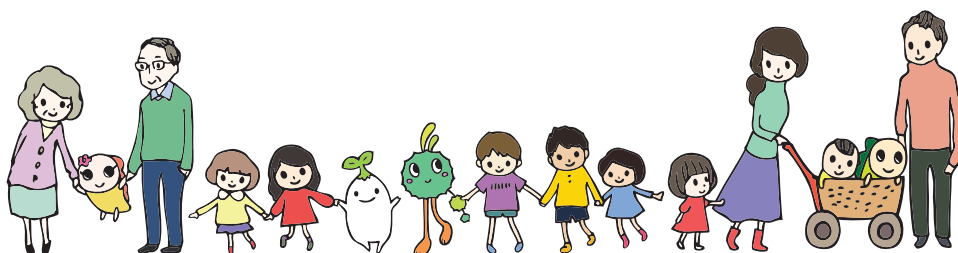
引越し料金

礼金・仲介手数料

家具・家電
の購入

児童養護施設職員の声

家族等からのサポートを得られない中、育った場所から転居して慣れない自立生活をスタートすることは、経済的にも精神的にも大きな負担がかかります。最初の一步を支える経済的支援が、今、施設を巣立つ多くの子どもに必要とされています。ぜひ、皆さまのご支援をお願いします。



連絡先



児童相談所設置準備課
☎ 03-3312-2111 (代表)



次世代を担う子どもたちを 応援しています

次世代育成基金



自然・文化・芸術・スポーツなど様々な分野における国内外での体験・交流を通じて、次代を担う子どもたちが将来の夢に向かって視野を広げ、健やかに成長できるよう平成24年度に次世代育成基金が創設されました。

区は子どもたちの健やかな成長を願い、この事業を充実・継続していくために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

皆様から頂いたご寄附は、中学生海外留学などの区が主催する事業と民間事業助成に活用しており、平成24年度以降、延べ6,500人の区内の小・中学生に貴重な体験や経験を提供することができました。



次世代育成基金は、寄附の循環をめざしています



交流自治体中学生親善野球大会



チャレンジ・アスリート

次世代育成基金活用事業助成制度（民間事業助成）

子どもたちの様々なニーズに応え、より多くのメニューを提供できるよう、平成27年度より民間団体等が実施する事業への助成を開始し、区が実施する事業と同様に参加者数は、延べ3,000人を越えています。



わぐわぐ寺子屋プロジェクト



サイエンスLabo2024

ご寄附いただいた方の声

- ・色々なことを体験して、大きく羽ばたく一助になれば嬉しいです。
- ・子どもたちに、貴重な経験ができるチャンスを与えてくれる派遣事業はとても素晴らしいことだと思います。今後もこのような事業が引き継がれていきますようご祈念申し上げます。

連絡先



児童青少年課 青少年係
☎ 03-3393-4760



社会福祉活動の充実を 応援しています

社会福祉基金



社会福祉基金は、杉並区社会福祉の増進を図ることを目的として昭和59年4月に創設され、以降40年にわたり、皆様から頂いたご寄附を積み立て、様々な社会福祉事業の貴重な財源として活用してきました。

これからも、高齢者・障害者・児童福祉施設の整備のほか、社会福祉活動をさらに充実させる原資として活用し、区民福祉の向上に役立てていきます。



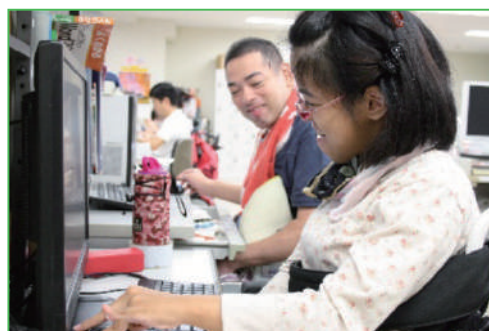
区内高齢者の福祉の充実に



デザイン：女子美術大学



子どもたちの健康と安全のために



区内障害者の福祉の充実に

活用実績

■ 高齢者・障害者・児童福祉施設の建設助成、改修費など

- ・ 特別養護老人ホーム、障害者グループホーム、母子生活支援施設の建設助成
- ・ 保育環境の整備、保育園の耐震改修など

■ 地域包括支援センター運営費、ボランティアの育成事業費、福祉車両の運行費、地域支え合いの仕組みづくり事業

ご寄附いただいた方の声

杉並には両親を含め親族が多くおり、ふるさと納税させていただきます。高齢者福祉や教育環境の更なる充実をお願いします。46年間暮らしてきた杉並区がいつまでも个性的で住みやすさを備えた街でありますように。

連絡先



保健福祉部管理課 庶務係
☎ 03-3312-2111 (代表)



誰かのために頑張る NPO を 応援しています

NPO 支援基金



私たちの身の周りには様々な SOS。NPO は、その声を拾い上げ、手を差し伸べています。誰かのために頑張る NPO を、寄附という形で応援しませんか。いただいた寄附金は「杉並区 NPO 支援基金」に積み立てられ、NPO 団体への助成金として活用します。

寄附はこんな活動に生かされます（令和 7 年 6 月現在）



NPO 法人 Forum2050

すぎなみ発 みんなで考える「自分ごと」としての平和

世界で様々なことが起きている中、一人でも多くの区民が、平和を「自分ごと」として捉えるようになるために何が必要なのか、世代を問わず多様な人々が協働して考えるためのワークショップを実施します。多くの人が平和について主体的に考え、行動する機会を増やすことを目指します。

NPO 法人 防災コミュニティネットワーク レッツボウサイ！ どうする？ 災害時のトイレ問題！

災害時のトイレに関する講習会を実施します。一般化された非常用トイレを、年齢・性別・障害の有無など、様々な違いを想定しながら体験することで、災害時のトイレ問題への理解を深めます。また、各参加者に合った非常用トイレの備蓄についても考えてもらい、自助力の向上につなげます。

★区役所・区立施設等にリーフレットを配架しています。
お越しの際はどうぞご覧ください。

楽学倶楽部

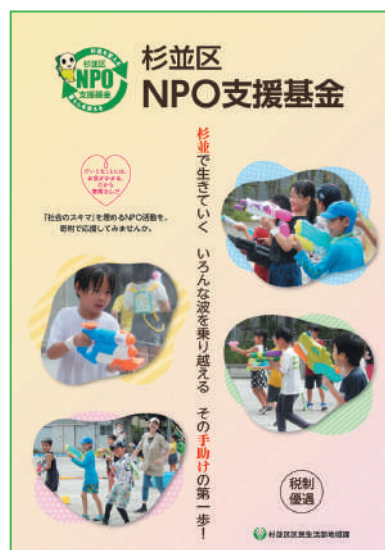
「てらこや」

「子どもの居場所づくり」と「学習支援」のための「てらこや」を昨年度に引き続き実施します。昨年度の成果や反省を踏まえ、就学後の子どもたちがより一層安心して勉強したり、遊んだりできる環境づくりを目指すとともに、活動拠点周辺における地域力の向上にも努めます。

NPO 法人 みんなの進路委員会

次世代グローバルリーダー育成プログラム

中高生たちが 4 つの地域課題のテーマの中から各自選択し、各テーマに関する知識とワークショップデザインについて学び、小学生に対して各テーマに関するワークショップを企画・実践するプログラムを実施します。プログラムを通して、地域社会に関心を持ち、将来的に地域の担い手となる中高生の育成を目指します。



連絡先



地域課 協働推進係
☎ 03-3312-2381

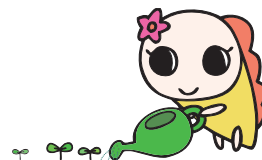


樹木の保全や公園整備を 応援しています

みどりの基金



区民や事業者の皆様からいただいた寄附をみどりの保全や創出にみどりの基金が活用されています。民有地の樹木や樹木の保全、区を代表する公園等の整備などに活用されます。

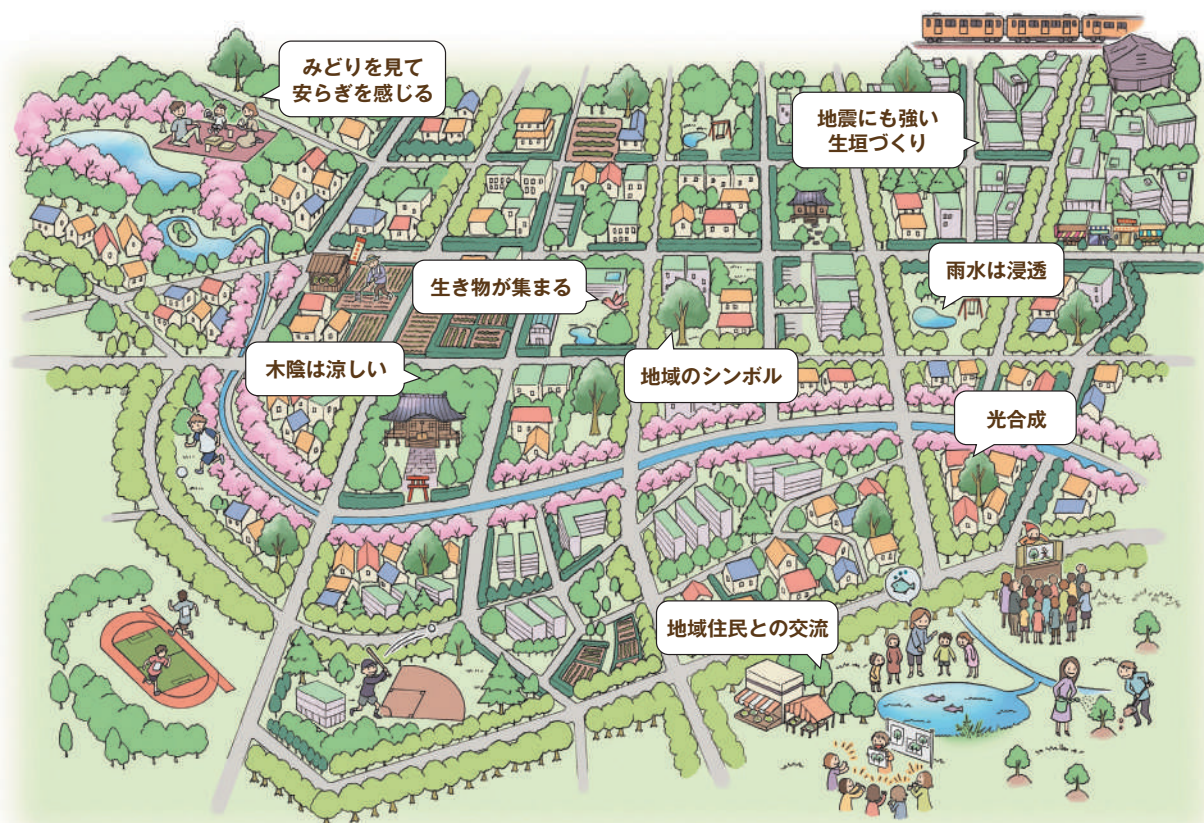


杉並区のみらいのための貯金箱

まちの歴史とともに、はぐくまれてきた杉並区の原風景を代表する屋敷林や農地は、みどりの実態調査によると、平成4年から令和4年までの30年でそれぞれ約7割、約5割が姿を消し、減少の一途をたっています。

杉並区では河川や公園などのみどりの保全に加え、屋敷林や農地など、杉並区らしい歴史風土を今に伝える貴重なみどりを保全して、後世に引き継ぐ取り組みを進めてまいります。

まちのみどりは、重要な機能を持っています



連絡先



みどり公園課 計画・事業グループ
☎ 03-3312-2111 (代表)



寄附へのお礼

5つの基金や区長におまかせにご寄附いただいた区外の方へのお礼は、障害者施設で作られた心のこもった品物に加え、令和7年10月からは区の魅力発信や来街者の増加につながるなどの地域経済の活性化に寄与する返礼品の拡充にも取り組んでいます。

* お礼の品の一例 *



クッキーとパウンドケーキ
(季節の品)の詰め合わせ



豆乳パウンドケーキと
おからクッキー詰め合わせ



せんべい詰め合わせ



ガーゼバスタオル・ガーゼマフラー
『やわらかせっと』BOX入り(さくら)



なみすけTシャツセット



クラフトビール詰め合わせ



アートピアセット



たべものフェルトストラップセット



ランチトートバッグセット

※画像はイメージです。

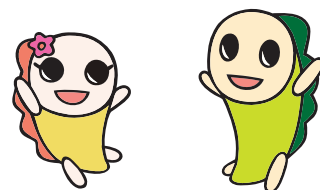
区民の方も杉並区に寄附することはできますが、
区民の方にお礼の品を差し上げることはできません

地方税法 314 条の 7 第 2 項 に 規 定 す る 第 1 号 寄 附 金 の 募 集 の 適 正 な 実 施 に 係 る 基 準 に よ る



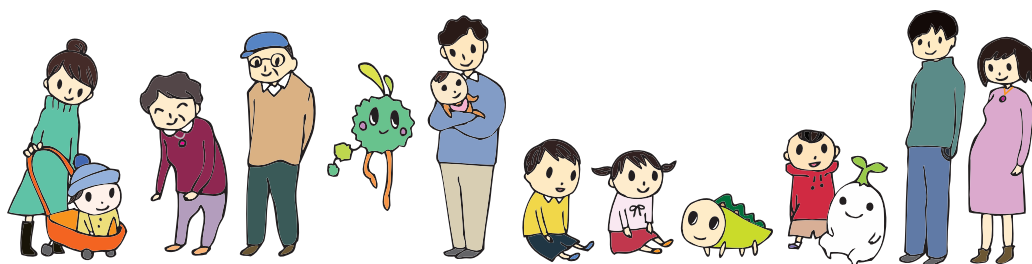
寄附実績について ～多くの皆様からのあたたかいご支援、誠にありがとうございました。～

寄附実績について ～多くの皆様からのあたたかいご支援、誠にありがとうございました。～



令和6年度ふるさと納税寄附実績

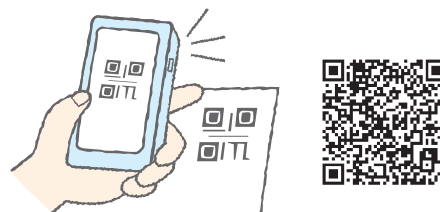
寄附の使い道	件数(件)	金額(円)
「荻外荘」の復原・整備	43	2,842,000
日本フィルハーモニー交響楽団の「被災地支援活動」の応援	27	366,000
動物との豊かな共生社会をめざす寄附金	24	789,500
児童養護施設退所者等への支援	103	2,974,500
次世代育成基金	145	35,307,937
社会福祉基金	53	22,381,249
NPO支援基金	22	213,000
みどりの基金	29	20,572,500
区長におまかせ	61	2,359,000
その他(子ども図書寄附金)	1	10,000,000
合計	508	97,805,686



寄附の方法について

① ふるさと納税サイトを利用しての寄附

ふるさと納税サイトからの寄附が便利です。クレジットカード等がご利用いただけます。(手数料はかかりません。)



② 郵便局で寄附

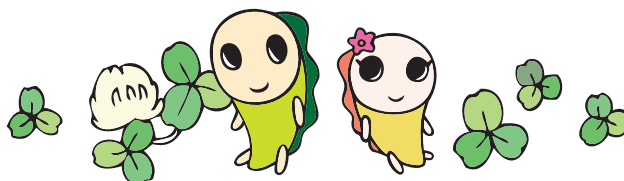
次頁の「払込取扱票」でご寄附いただけます。

③ 銀行・信用金庫などで寄附

各基金等の担当課が発行する納付書より、ご寄附いただけます。
各担当課へ、直接ご連絡ください。

④ 区役所の窓口で寄附

各基金等の担当課に事前にご連絡の上、お越しください。



各寄附のお問合せ先

寄附の使い道	担当課	連絡先
日本フィルの被災地支援活動の応援	文化・交流課 文化振興担当	03-3312-2111(代表)
動物との豊かな共生社会をめざす寄附金	生活衛生課 管理係 (杉並区荻窪 5-20-1)	03-3391-1991
荻外荘の復原・整備	みどり公園課 計画・事業グループ	03-3312-2111(代表)
児童養護施設退所者等応援基金	児童相談所設置準備課 (杉並区成田東 4-36-13)	03-3312-2111(代表)
次世代育成基金	児童青少年課 青少年係 (杉並区荻窪 1-56-3)	03-3393-4760
社会福祉基金	保健福祉部 管理課 庶務係	03-3312-2111(代表)
NPO 支援基金	地域課 協働推進係 (杉並区成田東 4-36-13)	03-3312-2381
みどりの基金	みどり公園課 計画・事業グループ	03-3312-2111(代表)
区長におまかせ (使いみちを指定しない寄附)	総務課 総務係	03-3312-2111(代表)

《払込取扱票の記載例》

① 寄附を希望する基金等に ✓
② 寄附の公表の希望区分に ○

払込取扱票 公

払込料金
加入者負担

07 東京

口座記号番号

001001963225

金額

20000

加入者名

杉並区寄附金

備考

ご依頼人

杉並区の以下の基金等へ、上記金額を寄附します。(□にチェックをしてください。)

☐ 次世代育成基金

☒ みどりの基金

☐ 社会福祉基金

☐ NPO支援基金

☐ 児童養護施設退所者等応援基金

☐ 荻外荘の復原・整備

☐ 日本フィル被災地支援

☐ 区長におまかせ

☐ 動物との豊かな共生社会をめざす寄附金

※寄附の公表について、いずれかに○をしてください。

1. 氏名・金額を希望

2. 氏名のみ希望

3. 希望しない

おところ(郵便番号 166 - 8570)

東京都 杉並 市 区 阿佐谷南 1-15-1

おなまえ 杉並 花子

(電話番号 03 - 3312 - 2111)

日 附 印

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号 東 第63084号)
これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証 公

口座記号番号

001001963225

加入者名

杉並区寄附金

金額

20000

ご依頼人

おところ(郵便番号 166 - 8570)

東京都杉並区阿佐谷南1-15-1

おなまえ 杉並 花子 様

[個人寄附の場合、この払込は、ふるさと納税です]

備考 日 附 印

この受領証は、大切に保管してください。

寄附していただく方の住所、氏名、電話番号をご記入ください。

この「振替払込請求書兼受領証」は、確定申告で必要となりますので、大切に保管してください

払込取扱票 公

払込料金
加入者負担

07 東京

口座記号番号

001001963225

金額

20000

加入者名

杉並区寄附金

備考

ご依頼人

杉並区の以下の基金等へ、上記金額を寄附します。(□にチェックをしてください。)

☐ 次世代育成基金

☐ みどりの基金

☐ 社会福祉基金

☐ NPO支援基金

☐ 児童養護施設退所者等応援基金

☐ 荻外荘の復原・整備

☐ 日本フィル被災地支援

☐ 区長におまかせ

☐ 動物との豊かな共生社会をめざす寄附金

※寄附の公表について、いずれかに○をしてください。

1. 氏名・金額を希望

2. 氏名のみ希望

3. 希望しない

おところ(郵便番号 -)

都 道 市 区

府 県 町 村

おなまえ

(電話番号 -)

日 附 印

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号 東 第63084号)
これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証 公

口座記号番号

001001963225

加入者名

杉並区寄附金

金額

20000

ご依頼人

おところ(郵便番号 -)

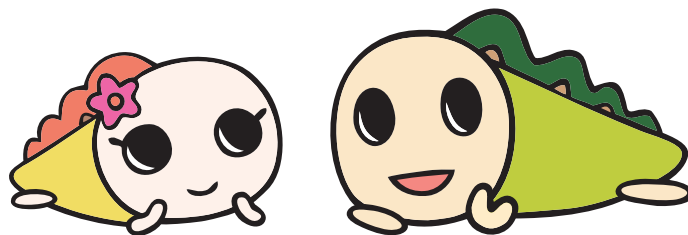
おなまえ

様

[個人寄附の場合、この払込は、ふるさと納税です]

備考 日 附 印

この受領証は、大切に保管してください。



杉並のふるさと納税

登録印刷物番号

07-0062

令和7年度

令和7年10月発行

編集・発行

杉並区 区民生活部 課税課 ふるさと納税担当

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

電話03(3312)2111(代表)

杉並区のホームページでご覧になれます。<https://www.city.suginami.tokyo.jp/>

- (ご注意)
- この用紙は、機械で処理しますので、口座記号番号および金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入ください。
 - また、用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。
 - この用紙は、ゆうちょ銀行または郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
 - 払込みの際、法令等に基づき、依頼人様（および代理人様）の運転免許証等、顔写真付きの公的証明書類のご提示をお願いする場合があります。
 - この用紙の通信欄・ご依頼人に記載されたおところ・おなまえ等は、加入者様に通知されます。
 - この受領証は、払込みの証拠となります。大切に保管してください。
 - なお、備考欄に「口座払」の印字をしたものは、通常貯金口座から指定口座への払込みが行われたものです。
 - この用紙をゆうちょ銀行または郵便局にお預けになるときは、引換えに「預り証」を、必ずお受け取りください。